

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年6月26日
【会社名】	株式会社エクセディ
【英訳名】	E X E D Y C o r p o r a t i o n
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久川 秀仁
【本店の所在の場所】	大阪府寝屋川市木田元宮1丁目1番1号
【電話番号】	(072)822-1152
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理本部長 豊原 浩
【最寄りの連絡場所】	東京都武蔵野市境1丁目15番14号 穴戸ビル6階
【電話番号】	(0422)50-0751(代表)
【事務連絡者氏名】	東京営業所長 田中 啓行
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 236,337,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	67,525株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

#### (注) 1 募集の目的及び理由

当社は、当社の社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）並びに執行役員（以下、対象取締役と合わせて「割当対象者」といいます。）と株主の皆様との一層の価値共有を進めること、並びに、中長期の業績及び株主価値の持続的な向上に対するインセンティブとして機能させることを目的として、割当対象者に対し、新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入するために、2018年6月26日開催の第68回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額2億円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として10年間以上30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

##### <本制度の概要等>

割当対象者は、本制度により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

なお、本制度により対象取締役に対し、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。

本制度に基づき、発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの払込金額は、募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当対象者に特に有利とされない範囲において取締役会において決定します。

本有価証券届出書の対象となる当社株式の処分は、2018年6月26日開催の取締役会決議により、本制度に基づく2018年度に係る譲渡制限付株式報酬として割当対象者14名に対して当社より支給された金銭報酬債権を現物出資財産として給付させることにより、自己株式の処分によって行われるものです。

また、当社と割当対象者との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

##### <本割当契約の概要>

#### 1) 譲渡制限期間

割当対象者は、本割当契約により割当を受けた日より2048年7月24日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはなりません（以下「譲渡制限」といいます。）。

#### 2) 譲渡制限の解除条件

上記1)の定めにかかわらず、当社は、割当対象者が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役及び執行役員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。なお、割当対象者が、譲渡制限期間満了前に取締役及び執行役員の地位を喪失し、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限を解除できるものとし、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期については、本割当契約又は取締役会の決定に基づき、必要に応じて合理的に調整するものとします。

#### 3) 無償取得事由

(1) 割当対象者が譲渡制限期間満了前に当社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が、正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

(2) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

#### 4) 株式の管理

本株式の譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができないよう、野村證券株式会社に開設する専用口座での管理等、当社が適切と判断する措置を講ずるものとします。

#### 5) 組織再編等における取扱い

(1) 譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社は、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

(2) 上記(1)に規定する場合においては、当社は、上記(1)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

#### 6) 本割当契約における意思表示等

本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容といたします。

2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

#### 3 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	67,525株	236,337,500	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	67,525株	236,337,500	-

(注)1 「第1[募集要項] 1[新規発行株式] (注)1.募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、譲渡制限付株式を当社の役員及び執行役員に割り当てる方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3 現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社の第69期事業年度(2018年4月1日~2019年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として当社より支給された金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)
当社の取締役：7名	47,344株	165,704,000
当社の執行役員：7名	20,181株	70,633,500

## (2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
3,500	-	1株	自 2018年7月13日 至 2018年7月24日	-	2018年7月25日

(注) 1 「第1[募集要項] 1[新規発行株式] (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、譲渡制限付株式を当社の役員及び執行役員に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

- 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 本自己株式処分は、本制度に基づく30年間(2018年7月25日から2048年7月24日まで)の期間に係る譲渡制限付株式報酬として当社より支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。
- 割当対象者が、下記に定める申込取扱場所に「処分株式の引受申込書」を提出することによる方法によります。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社エクセディ 管理本部	大阪府寝屋川市木田元宮1丁目1番1号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	300,000	-

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資によるものであり、現金による払込みはありません。

- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

## (2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、金銭以外の財産の現物出資によるものであるため、手取額はありません。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第68期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月26日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません

#### 3【臨時報告書】

該当事項はありません

### 第2【参照書類の補完情報】

参照情報としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2018年6月26日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2018年6月26日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社エクセディ 本店  
(大阪府寝屋川市木田元宮1丁目1番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。